

寄附者に対する税制優遇措置

個人あるいは法人が認定・仮認定 NPO 法人に寄附した場合、寄附金控除や損金算入などの税制優遇措置が受けられます。

寄附者	個人	<p>【所得税】 (①・②のどちらかを選択)</p> <p>①所得控除 「寄附金(総所得の40%相当額を限度) - 2,000円」×所得税(5%~40%)の所得税額が減少 ※課税所得から控除される(高額所得の方はこちらの方が有利になる可能性がある)</p> <p>②税額控除 「寄附金 - 2,000円」×40%の所得税額が減少(「」の金額は所得税額の25%相当額を限度) ※算出された税額から控除される。こちらの方がお得!</p> <p>【個人住民税】 「寄附金(総所得の30%相当額を限度) - 2,000円」×10%相当の個人住民税が減少</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>年収300万、所得税率5%の人が認定NPO法人へ1万円寄付した場合は...</p> <p>①所得控除では $(1万円 - 2,000円) \times 5\% + (1万円 - 2,000円) \times 10\% = 1,200円$ の減税! << 所得税 >> << 個人住民税 >></p> <p>②税額控除では $(1万円 - 2,000円) \times 40\% + (1万円 - 2,000円) \times 10\% = 4,000円$ の減税! << 所得税 >> << 個人住民税 >></p> </div>
	法人	<p>一般の寄付金に関わる損金算入に加え、認定NPO等に対する寄附金に関わる損金算入が加わり、損金算入の限度額の枠が拡大されます。</p> <p><< 損金算入限度額 >></p> <p><input type="checkbox"/> 一般の寄附金に関わる損金算入限度額 $(資本金等の額 \times 0.25\%) \times 1/4$</p> <p><input type="checkbox"/> 認定NPO法人に対する寄附金に関わる損金算入限度額 $(資本金等の額 \times 0.375\% + 所得の金額 \times 6.25\%) \times 1/2$</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>資本金2000万、所得金額1400万の法人が認定NPOに寄付した場合は...</p> <p>①一般の寄付金 $(2000万円 \times 0.25\% + 1400万円 \times 2.5\%) \times 1/4 = 10万円$</p> <p>②認定NPO法人等に対する寄附金 $(2000万円 \times 0.375\% + 1400万円 \times 6.25\%) \times 1/2 = 47.5万円$ ⇒①と②合わせて最大57.5万円まで損金算入可能!</p> </div>
	相続等	寄附した相続財産等が非課税になります。